

奈良家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時

平成16年5月14日（金）13：30～16：00

2 場所

奈良家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）石田裕一、井戸田博史、木村真知子、永井景子、橋本紹尚、原育史、福井英之、福森和郎、村田勝彦、森谷英俊、矢澤健三郎、安田順恵、吉田定雄、若林諒

（説明者）成田首席家裁調査官、吉村首席書記官

（事務局）藤原事務局長、澤事務局次長、山田総務課長

4 議事（□：委員長、○：委員、●：事務局等）

(1) 委員長あいさつ

(2) 各委員の紹介

(3) 委員長代理の指名について

大西委員長代理が転任したため、新たに石田委員を委員長代理に指名する。

(4) 議事の公開等について

当委員会で交わされた意見については、前回の委員会から議事の概要を裁判所のホームページに掲載している。今回も同様にそのような形で公開の要請に応えたいと思うがどうか。

○ 前回に議論のあった議事概要に発言者の名前を掲げるかどうかについて、各委員の意見を聞いてもらいたい。私自身は、各委員がそれぞれの立場で来て、代表して意見を述べるのであり、名前を掲げて発言内容を公開することに対して、特に問題はないと思っている。

○ 私のところでもホームページがあり、そこによく質問又はいろいろな中傷等の、あらゆる善から悪までの様々なメールをいただくことがある。自分の言葉に責任を持つというのは明らかのことではあるが、そういうところで所属する組織の方にも迷惑がかかる場合があるので、できれば名前は挙げないでいただきたい。

○ 委員会での発言が組織としての意見として受け取られると、いろいろ発言に制約が出てくるので、私個人としては匿名の方がいいと思う。独立営業の方であれば、当然責任を持って発言されると思うが、個人の発言と組織の発言とは少し違う気がする。

○ 例えば、弁護士であれば普段の仕事と直結した内容が多いので、特に問題はないと思うが、それ以外の委員の場合は、個人の意見が公務や仕事を行っている組織に影響を与えることがある。基本的には、将来その発言内容に責任を持つという意味からは公開されるべきであろうが、その前段階として、その発言者の職業、弁護士、

公務員、僧侶、医師、論説委員等のどういった社会歴を持った人が発言しているかは公表していいと思う。

- 私がここに来ているのは個人としてであり、私個人の責任において話している。特に、学問の自由、表現の自由を考えると、個人の名前が出ても構わないという気持ちではいるが、全体の流れの中から考えると、今の時点でそこまで踏み切っていいのかという迷いは確かにがあるので、せめて肩書ぐらい掲載するという手もあると思った。
- 私の場合は、名前は出してもらってもよいが、肩書については匿名にしていただきたい。
- 私もできれば役職、名前を出さずにお願いしたいと考えている。委員会では、職業経験を踏まえた意見を話す機会があると思うが、それだけでなく組織と離れた個人的な意見も将来述べたいと思っている。また、ホームページを見る人によっては、個人としてではなく組織としての考え方だということに取られると、なかなか自由に発言ができないこともあります。どうしても服を着た発言ということになってしまうので、できれば肩書、氏名ともに、公表せずという形でお願いしたい。さらに、家庭裁判所の事務局の問題になると思うが、次の委員を探すに当たって、氏名等を公表されるのであれば遠慮したいという方もいるように思うので、当面この形で続けていくのがいいのではないかと思っている。
- いろいろな意見が出されたが、自由に発言していただくという趣旨を重要視して考えると、委員の中で何名かでも差し支えがあったり、発言しにくいという面があっては困るのではないかと思われる所以、従前どおり氏名等は挙げないということにしたいがよろしいか。

(異議なし)

- それでは、公開の点については、そのような取扱いにさせていただく。

(5) 委員提出資料の配布方法について

- 委員から提出された資料を他の委員にどのように配布するかについて、もし意見交換に必要な資料を提出したいということであれば、事前に裁判所に連絡していただき、各委員に配布した方がいいものは、裁判所の事務局から配布させていただくという取扱いが適当ではないかと思うが、意見を伺いたい。
- 各委員が今考えていることであるとか、こういう資料があるとかいうことを、自由に事前に情報交換できる方がいろいろな意見を言いやすいと思うので、できれば自由に委員相互間で事前に資料を送り合うことを認めていただきたい。
- この委員会は、審議する場ではなく意見交換の場であるので、必ず事務局を通せということまではいいのではないかと思う。
- 事務局を通してやった方が全員に隈なく行き渡るし、資料を出したい委員に自費でやれというのもどうかと思うので、やはり事務局に提出してもらい、事務局の方で全員に配布するという方が手続的には便利ではないか。
- 委員会組織では、事務局を通して送ることを原則にした方がいいと思う。例えば、私が何か資料を送りたいと思えば、住所から確認をとって調べることになる。
- 資料を直接各委員に送られた場合、受け取った委員と、受け取れなかった委員が

いてばらつきが生じたり、あまりテーマと関係ない資料等であれば、混乱されるという面もあると思う。出された資料は、一応委員長である私の方で判断するが、基本的には配布することになると思うので、事務局に出していただき、そこから送らせていただくという形をとりたいと思うがどうか。

- 基本的には、それで結構であるが、当該テーマに関連性がある限り、あるいは各委員に変な負担を押しつけるようなものでない限り、認可する方向で運用していただきたい。
- 運用としては、もちろんそのようにさせていただく。それでは、そういうことで取り扱わせてもらう。

(6) 委員会の開催回数について

- 委員会の開催回数については、基本的に特段のことがなければ、年2回程度開催する方向で運営させていただきたいと思うが、それでよいか。
 - 回数の問題と切り離せないのは、結局どういったテーマをここで議論すべきかという問題である。まず、テーマ設定については、委員が提案できるようなシステムにしてもらいたいという点がある。次に、そうなると年2回では、次回は6か月先になるが、テーマ数や議論すべき論点の数によっては、2時間半の1回の期日ではできない場合に、1~2か月先に続行期日を入れることも必要になると思う。年何回という以前に、委員会の運営の仕方、テーマの設定の仕方について、各委員に発言の機会を与えるとか、準備会のような議論できる機会を期日間にも設けるとかしていただきたい。
 - テーマ設定については、例えば今回の意見交換の際に、次回はこういうテーマでどうかという意見があれば、出していただいていいし、後日、家や職場で思い浮かんだテーマを事務局に連絡していただければ、それを各委員に知らせるというシステムがとれるのではないかと思う。
 - テーマ設定は、こういうテーマをやってほしいというのがあれば、この場でどんどん言ってよいと思う。今回は、おそらくまだこれから家庭裁判所のことを分かっていただくということで、裁判所の方でとりあえず設定されたのだと思う。だんだん慣れてこられて、いろいろと取り上げてほしいことが出してくれれば、それはそれで言っていただいて結構かと思う。
- ただ、回数の点については、年に何回もとなると、委員の負担が大変だと思う。何回くらいが適当かは何とも言えないが、委員の関心と負担、裁判所の準備の都合等を考え、また、委員会を充実してやっていくためにはあまり何回もやると疲れて、かえって何かぼやけてしまわないかというような懸念もあるので、回数については、今のところ委員長が発言された程度の回数でいいのではないかと考えている。
- あまりタイトに決めずに、とりあえず年2回は開催するということで、さらに必要があれば逐次各委員の意見を伺って開催するというような形でどうか。

(異議なし)

- それでは原則年2回とし、それ以外にも開催の希望があれば連絡いただき、皆さんの意見を適宜の方法で伺って開催するという形で運用させていただきたい。

(7) 前回の意見への対応

- 前回の「裁判所は利用しやすいと思いますか」というテーマに対する意見を受けて、裁判所の方で何か措置した点があれば、事務局から報告されたい。
- ホームページに掲載した議事概要を裁判所職員全員にも回覧した。また、ホームページの利用についていろいろ意見をいただいたが、国民にもっとホームページを利用してもらうための方法等について、検討チームを設けて検討させている。裁判所が作成したリーフレット類の備置きについては、地方自治体の窓口が適しているという意見を受けて、奈良県内の10市20町に職員が出向き、協力依頼をした。残る17の村にも機会を見つけて依頼に行きたいと考えている。

(8) 意見交換

- ※ 家事事件手続案内ビデオ上映
- ※ 家事審判廷、調停室見学
- ※ 模擬相談実演「家事相談の窓口で・・・」
- 「高齢化社会と家庭裁判所」というテーマを設定した趣旨を事務局から説明されたい。
- 日本は今や世界有数の長寿国であるが、それに伴い高齢化社会が進行しており、この高齢化社会においては老年性痴呆による成年後見の問題を始めとした、家庭裁判所が関与するさまざまな問題が生じてくる。今回は高齢化社会と家庭裁判所の関係を通して、現在の家庭裁判所における事務処理態勢、特に受付け、あるいは家事相談の在り方などについて問題点はないか、さらには利用者の視点から改善すべき点はないかなどにつき意見を伺いたく、意見交換のテーマとさせていただいた。
- 成年後見制度は、平成12年4月1日にスタートした新しい制度であるが、身近な方でこの制度を利用した経験がある等を含めて、何か紹介いただけるような例はないか。
- 知り合いの中には、財産家とか長年勤めをされていて独身のため多くの財産を残されている方などがいて、いろいろな事例を知っているが、そういう方が病気になつたり判断能力を失った場合に、みんなが仲の良い兄弟ばかりとは限らないので、財産分けが問題になることもある。そういう場合に、裁判所が関わって平等公平に対処できるような制度はとてもいいと思う。
- 申立てに必要な書類が非常にたくさんあるのでびっくりしている。診断書については、新たに作るというのは非常に時間がかかるので、知的障害関係の施設の場合は、入所時についている精神科の診断書でいけるよう軽減してもらえないかと要望している。郵便局等に関しても後見人の証明が要るようになってきており、施設でも早急にこういう後見人をつくらなければいけない状況になっているかと思う。
- 申立てをするのに、いろいろ複雑な書類を取り寄せたりするのは大変だと思うので、わかりやすい冊子等で、できるだけ周知していく必要があると思う。
- 高齢者、特に多少痴呆がかっている高齢者の財産管理が、本当に家族間でうまくいっているのか、このままで本当に大丈夫かと心配することが仕事上よくある。しかし、家族の方から特にどうしてくれという依頼もないで、こちらから独自に動くこともできない。子供の場合であれば、虐待についての通報義務があり、虐待を受けている子供を児童相談所が職務上保護する役割を果たしていて、完全に機能し

ているというわけではないが、そういう制度が社会にある。しかし、高齢者の方はどうかというと、高齢者が虐待を受けている場合や財産管理面で変な扱いを受けているような場合に、きちんと扱ってくれる役所、市町村でもいいが、そういう部署があれば申し立てていき、そこで、例えば成年後見の申立て等がもう少し円滑になされればと思うが、今のところ、そこら辺の制度がどうなっているのか、私自身もよく勉強できていないし、実際上そういう制度があまり機能していないと思う。そういう意味では、家庭裁判所も、私たち高齢者を抱える市民の立場としても、そういう社会制度上から成年後見を申し立てられるような形に市町村が持つていけるようなシステムづくりということが必要ではないかと感じている。

- 申立書類等の提出書面については、揃えるのが大変という話があったが、申立て後に、足りないものを後から補充するということでもいいのか。
- これらの書類はすべて必要なものであり、最終的には、すべて揃えてもらわなければならぬ。東京法務局が一括して処理している登記事項証明は、申請にかなり時間がかかるということもあり、申立段階ですべてが揃うというのは難しい場合もある。いずれにしても申立段階では、これらの書類はすべて必要であるということで提出してもらうよう要請しているし、必要である。
- 直接目にしたことはないが、高齢者虐待という事実が増えつつあるように聞いている。高齢で退職時には相当の預貯金、資産があり、お金のある間は子供、兄弟が寄ってくるが、なくなってしまうと独居でほったらかしとなり、近所の者が見かねてその都度食事を運んでいるというような痴呆独居老人の話をちょくちょく耳にする。そういう場合は、もっと早い段階で児童虐待と同様の制度的な関与の仕方というものがないものか。
- 頭の中のイメージにあるのは、一応、成年後見制度で裁判所に来るのは、財産を持っている人で、虐待する人は恐らくその財産が目当てというものであり、本人と他の親族、あるいは他の親族だけで申し立ててくるというパターンが多いのではないかと思うが、現実に身体的な形で虐待されているというのは、私の経験ではない。また、成年後見制度で、財産を自分が管理人になって何でも好きなことができる誤解して来る人も時々いるが、そういう人には、あくまでも財産を管理するのであって、処分するのではないとお知らせはしている。
- 件数が年度を追って増えているが、140万人規模の奈良県でこの件数は、どう評価していいのか。かなり周知されているのか、それほど周知されていないのか。というのは、私自身、まだこの制度自体をよく知らないので、世の中でどの程度知られているのかと思った。周知の程度を調べるのは難しいが、例えば相談を受けた人に、「御存じでしたか?」ということを聞けば、ある程度のことはわかると思う。高齢者の問題、特に痴呆の問題が出てきてからでは大変なので、もっと広く知っておいてもらう必要があると思う。何かの機会に調査すればいい。
- シナリオの事例は、財産の部分を抜けば、姉と兄がいて母親が痴呆状況になっている点で私の家庭にまるっきり当てはまる。一般人が家庭裁判所に相談に行くということは、大変なことだと思う。それで相談されて、ただ事務的に流れていくのか、法律的に流れそういう処置をされていくのか、本当に相談に来られた人のために

なって相談に応じてくれるのか、素人の考え方で疑問に思う。今日の委員会でもっともっと原点に返っていただいて、そういうお話ををしていただいたら、良い委員会、もっと裁判所を愛してくれる委員会になっていくと思う。

- 私も今回初めてこの制度を知った。このパンフレットは、非常によくわかるものであるが、どういったところに置かれているのか。現実に私の生活している周りにも、痴呆を抱えている環境の人が多いだけに、こういうパンフレット等がどういう形で啓発されているのかと教えていただきたい。
- たくさんの市民の方が足を運ばれる場所ということで、市町村等の官公庁を中心に備置きをしているが、例えばデパート等にはない。官公庁が中心であるので、委員の意見は、若干こちらとしても厳しい指摘かなと思う。
- 大学の授業で、学生に対し、何でもいいから家庭裁判所をイメージするものというアンケートを実施した。代表的なものをいくつか持ってきたので紹介したい。「私にとって家庭裁判所は、病院に行く、市役所に行くといったことよりももっと遠い存在です。」と距離があるということを書いている。その他、「家庭裁判所は、まあ身近なような気がします。」、「裁判所とつくだけで足を運ぶのはためらわれる。」、「一度行ったことがあります、怖いイメージです。」などです。「人格を否定」とかよく分からぬるものもある。また、「一度家庭裁判所へ行ったが、余り良いイメージは持てなかった。」とあり、これは、要するに家庭裁判所というのは、やはり敷居が高いということのようである。私のように、日本の文化と法という法律に関係する分野を専門にしている者でも、裁判所というと足がすくむし、弁護士事務所では彼ら取られるのかということも頭に浮かぶ。そういう意味では、周知徹底ということが非常に重要だと思う。
- 裁判所というところは、敷居が高いのは確かである。相談に来るのは、決して腹黒い気持ちからではなく、何とか問題を好転させたいと願っている、よほどに困った善意の市民である。そういった人にとっては、裁判所の相談の仕方は、法律専門的で、公平な言い方であり、当たり前のことを言っているだけだとは思うが、当事者にとっては、裁判所はとても遠い、下手すると冷たい感じがするのではないか。また、相談内容にもよるが、相談に来るのは、前提となる知識のない人がほとんどなので、相談時間が20分ですというと、ああやはり裁判所は冷たいとなると思う。
- 高齢化社会は、成年後見だけではなく、いろんな問題を抱えていると思う。最近、高齢者離婚や定年離婚などが非常に増えていると聞いているが、高齢者の離婚の相談件数といったものが分かれば教えてほしい。
- 夫婦関係調整の関係の相談がどれくらいかというデータなら出てくるが、年齢別のデータはとっていないので分からぬ。
- 高齢者の離婚事例は増えている気がする。事件の中で、申立てを受けた男性側から、「全く予想していなかった。」「そんなに離婚をしたいと思っていたとは考えてもいなかつた。」というような声を聞くことがある。
- 実務を通して感じるのは、高齢者の離婚は増えているが、全然知らないことがある日突然にということはあまりないのでないのではないか。特に奈良では出会ったことはない。
- 任意後見監督人選任の申立件数は、奈良では0件とのことであるが、全国で最初

の年度が51件、2年目が103件、3年目が147件ということであれば、奈良でも1、2件はあってもいいとは思っていた。新しい制度ができて動き出しても、まだ世間に認知されていない。やはりその認知される方法が、家庭裁判所もその一つであろうし、それぞれの機関がいろいろなことはやっているが、なかなか一般化しないという気はしている。

- パンフレットの備置きについては、これが一番必要な人の手元にどうして届けるかである。最高裁判所事務総局作成のパンフレットであり、奈良の人人がこれを見ても、どこに相談したらいいか、おそらくわからないと思う。ゴム印でも結構なので、家庭裁判所は奈良のどこにあって、電話番号が何番かがあった方が親切である。
- 根本的に、家庭裁判所が市役所のように、皆さん下駄履きでどんどんやってきて親しくなるというのは、ちょっと無理かもしれないと思う。
- 成年後見人制度に関して、ポスターや新聞等を使うなど、もっと大きくキャンペーンのような形で周知を図っていくべきなのか、それともそこそこでいいのかは、基本的な裁判所としての姿勢もあると思う。ただ、件数がどんどん増えていくのは、周知度が深まってきたからだろうし、まだまだ潜在的にたくさんあると思うので、世の中の皆さんのが幸せに生活していくためには、裁判所、少なくとも家庭裁判所は、庶民の中へ入れる部分だけでも、キャンペーン的な広報活動ができないことはないと思う。
- 成年後見制度を含めた高齢者関係の施策、社会福祉関係の施策については、関与する機関が文部科学省、厚生労働省等の国の機関、地方自治体を含めていろいろあるが、裁判所はその中で、従前の感覚からすれば当然受け身の立場の機関だと思う。委員から指摘の点は、家庭裁判所でも今まで余り検討していない事柄だと思うので、今後検討しなければならないと思う。
- 参考までに、家庭裁判所が例えば厚労省と同じような感じで広く行政的に、国民に成年後見をやってくださいと積極的に、宣伝を含めて広報していくことに対して、感覚的に違和感を感じるか感じないかを伺いたい。
- 人間社会であるから、人間の心がすべて善であればいいが、必ず悪もある。そうすると、どのような制度、社会をつくっても、状況によって悪にも走るし、善の方にも走るだろうと思う。日本の中で、そういう自分自身を規制する精神的な何か土壤があるかというと、明治以降失われていると思うので、裁判所の立場というのは非常に重要であろうと思う。そういう中で、一般に底辺のところに位置して、たくさんの人に親しんでもらい、その法律的なところから自分自身を規制していくという、または自分自身を省みるという、そういう精神的な啓蒙の位置づけが家庭裁判所にあってもいいと思う。そういう形の協議をすることによって、次第に成年後見制度の運用について
- 成年後見制度について、裁判所が自ら積極的にアピールに乗り出すことは、たやすいことではないと思う。裁判所としてできることは、病院、弁護士、市町村、福祉関係等の諸機関による、成年後見や高齢者の保護についての悩みごと等に関する、裁判所を中心としたネットワークあるいは協議会のようなものを作ることだと思う。そういう形の協議をすることによって、次第に成年後見制度の運用について

ての意識が高まった状況に持つていけるような努力をしていくのが、一番身近ではないか。

- 本日も非常に参考になる意見を多数出していただいた。これをもとに成年後見制度の運用等について、よりよい方向に持つていけるよう、家庭裁判所の方には伝えさせていただきたい。